

# 利用カードの有効期限導入のお知らせ

令和3年4月1日から、利用カードに有効期限が以下のとおり設定されます。

<有効期限について>

## 3年

- ・筑紫野市在住の方
- ・筑前町、小郡市在住の方
- ・福岡都市圏在住の方

(福岡都市圏：福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、宗像市、福津市、糸島市、那珂川市、粕屋郡)

※更新時には、現住所が分かる身分証が必要です。

## 1年

上記以外、通勤通学で市内に通っている方

(筑前町、小郡市、福岡都市圏以外の市町村在住の方)

※更新時には、現住所、在勤・在学先が分かるものが必要です。

その他、ご不明な点は、カウンターまでお尋ねください。